

## 監事監査報告書

平成26年5月22日

学校法人 樟蔭東学園  
理 事 会  
評 議 員 会 御 中

学校法人 樟蔭東学園

監 事 川 崎 足 昭

監 事 北 岸 達 二

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人樟蔭東学園寄付行為第12条第3項の規定に基づき、平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の学校法人樟蔭東学園の財産状況及び業務全般の執行状況を監査いたしました。その結果につき、下記の通り報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事及び担当者から学校法人の業務全般の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務全般及び財産の状況を調査し、計算書類等につき検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務全般の執行状況に関しては、不正な行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

以上